

栄区制40周年記念事業実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、栄区制40周年記念事業実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、栄区が区制40周年を迎える記念の年にふさわしい各種事業を実施することを目的とする。

(役割)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次のことを行う。

(1) 記念事業の普及・啓発、区民の参加意識の盛り上げに関する事。

(2) 記念事業の実施に関する事。

(3) その他、委員会の目的達成に必要な事。

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる団体等の構成員をもって組織する。

2 構成員の変更は、役員会に諮る。

3 委員会には、委員、顧問、協力会員を置く。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 会計 1名

(4) 監事 2名

(5) その他必要な役員

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員の任務)

第6条 会長は、委員会を招集し、議長となるほか、会務全般を掌握する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等のある時は、その職務を代理する。

3 会計は、委員会の会計事務を行う。

4 監事は、委員会の会計を監査する。

(構成員の任期)

第7条 構成員の任期は、栄区制40周年記念事業の終了後、最初に開催する委員会の解散時までとする。

(顧問)

第8条 顧問は、委員会の求めに応じて必要な助言等を行う。

(協力会員)

第9条 協力会員は、記念事業の普及・啓発、実施への協力等を行う。

(会議)

第10条 委員会の会議は、必要に応じて委員及び顧問を召集し開催する。

2 予算及び決算、事業計画、規約等の制定改廃、その他会長が必要と認める重要なことを審議する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決定する。可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(役員会)

第11条 役員会の会議は、必要に応じて開催する。

2 周年事業について必要な議案を審議する。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(部会)

第12条 事業実施に際し、必要に応じて、委員会に部会を置くことができる。

2 部会の設置及び構成員は、役員会に諮る。

(財務)

第13条 委員会の経費は、補助金、協賛金その他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、当該の年の4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終了する。

(事務局)

第14条 事務局は、栄区役所総務課内に置く。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別途定める。

附 則

この規約は、令和7年3月21日から施行する。